

令和 8 年（2026 年）特別国会での
「重要品種の育成及びその種苗の生産振興に関する法律案」（新法）」及び
「種苗法改定」に関する意見表明

日本の種子（たね）を守る会
会長 秋山 豊

今回の新法と種苗法改定についての農水省説明（2026 年 4 月 10 日）の主な内容

1. 「重要品種の育成及びその種苗の生産振興に関する法律案」（新法）について（要約）
 - (1) 気候変動への対応として「高温耐性、耐病性」品種の育成を早めて現場に届ける。その品種は「知的財産」として育成者権を保護し、利用には育成者による許諾・許諾料が必要。
 - (2) この開発は、計画段階から国の農研機構、都道府県（公設試）、民間企業（種苗メーカー）が単独または「共同」で作成できる、とし、重要品種に該当するかどうかは農水省が認定する。
 - (3) 育種や開発品種を育苗する際には様々な法的特例が認められる。
2. 「種苗法改定」について（農水省説明要約）
 - (1) 日本で開発された品種が海外で産地形成され日本と競合しているのを防ぐとしている。
 - (2) 対応として、育成者保護期間の延長（UPOV 最長）と流出の防止対策（出願中からの保護、侵害に対する救済強化（損害額算定、立証責任の侵害者転換）、逆輸入制限、リース保護など）

新法及び種苗法改定に関する当会の意見

- 1、 環境変化、気候変動（高温化、早魃化）が深刻であることへの危機感と対応は重要である。災害大国として農業への深刻な影響も考慮すべきである。世界貿易への危機対応も求められている。
 - (1) ここ数年の気温上昇は、裂果、夏場野菜の苗の溶解等々や病虫害の発生などで農産物に深刻な被害を与えている。また毎年の大規模山火事発生やその他の天災の多発化も深刻な影響を与えている。
 - (2) ウクライナ紛争、イスラエル・米国によるイラン攻撃や米国高関税、為替の影響も免れない。化学肥料、農薬のほか原油輸入停止によって日本の農業は危機に瀕している。
- 2、 気候変動のみならず、深刻な災害、世界情勢による経済危機もあり、もはや日本農業は単に高温耐性や病虫害耐性を持つ品種を短期間に開発するだけでは対応しきれない

い未曾有の危機段階である。むしろ、気候変動や災害への対策、対応は、自然に学び地域に根付いてきた「伝統的な農業」と道府県が開発してきた「その地に合った育種」にこそ学び、それを強化すべきである。

(1) 農産物は、気温、雨量、土壌などの環境、特に土中の微生物の存在とともに育まれていることが近年の科学によって明らかとなっている。種子のみの DNA だけの働きではない。

(2) これまでの篤農家による伝統育種技術と地方自治体の研究成果により、こうした日本の多様で美味しい農産物生産は海外でも高く評価されている。

(3) 短期的に新品種の作出ができるとしてバイオテクノロジーなどの技術を用いることにはリスクがある。遺伝子操作は未来において安全なのか証明されていない。また、ゲノム編集種子は表示が不要であるため、農家の選択権を奪い、交雑などの取り返しのつかない環境問題を引き起こすリスクがある。農家に経済的ダメージをもたらす。

この種苗を「知的財産」とし、経済行為を目的として単一品種を広域に広げることはこの危機的な「気候変動」への対応として問題が多い。各県が育成する品種の多様性は気候変動に対応する品種を生み出すベースであり、多様性こそ守られねばならない。

また、種苗の囲い込みよりも優先して農家の持続的生産を守るという立ち位置を明確にするべきである。

(4) 真の農業の強さは、気候変動に対して土壌菌と植物の総合による農産物の自然対応力と、それを育種する現場の農家の努力にある。ここに農業試験場などの研究機関が協力し、支援することこそが必要である。

地方分権型の自発的危機対応こそ国が支援し強化していくことが求められる。

(5) 民間企業を巻き込み、法的特例まで認める、利益目的の開発と普及は産地を移動させ、海外資本による種子の支配を加速する恐れがある。

県を中心とした奨励品種の決定を尊重し、現場の生産者を守る方向での法整備・改定を望む。

以上